

# 令和5年度移動販売事業運営費補助金

新型コロナウイルス感染症の影響等により食料品・日用品の買物に課題を抱える高齢者や障がい者等を支援し、あわせて高齢者や単身世帯等の見守りの役割も担う移動販売事業に対し必要な経費の一部を支援します。

## 事業概要

### 1) 補助対象者

県内に事務所又は事業所を有する個人事業者、企業、地域運営組織、農商工団体、社会福祉法人、NPO、ボランティア団体、その他の住民団体

### 2) 補助対象経費

- ①移動販売車の燃料費、消耗品費、広告費
- ②インターネットサイトの構築費

### 3) 補助上限額等 (①、②ともに補助率1 / 2以内)

- ①移動販売車1台当たり、1回目の交付では400千円、2回目の交付では200千円、3回目の交付では100千円（補助金の交付は3回までとする。）
- ②1事業者当たり、400千円（補助金の交付は1回に限るものとする。）

※交付回数は、令和3年度以降にこの補助金を交付する回数とし、令和2年度以前に交付した回数は含まない

### 4) 事業期間

交付決定日～令和6年1月31日（水）

### 5) その他

- ・週1回以上食料品・日用品の移動販売を実施していること
- ・移動販売等と合わせて地域の高齢者や単身世帯等の見守り活動を実施していること
- ・車内で調理加工した食品等を販売する移動販売は全て補助対象外とする

## 見守り活動とは

高齢者等の地域住民を日常生活や業務の中でさりげなく気かけ、異変を感じた場合には関係機関へ連絡等を実施する活動です。

### 1) 対象者及び活動内容

業務の中で地域にお住いの高齢者等の異変を発見した場合は、業務に支障のない範囲で担当部署あてに連絡等を実施。

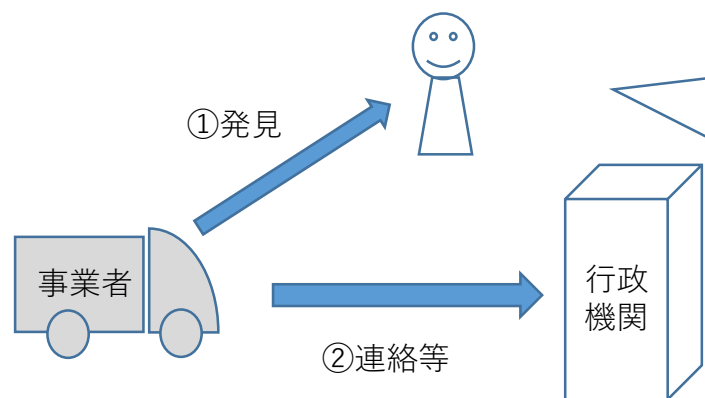
### 2) 連絡先

市町村の地域包括支援センター、緊急の場合は警察署（110番）もしくは消防署（119番）

### 3) 連絡いただきたい内容

異変を発見した日時、場所、状況、対象者の住所、氏名、連絡先等についてわかる範囲で連絡。

※連絡をされる時は、可能であれば対象者の了解を得ましょう。



#### <こんな時に連絡を！>

- 来店時の様子から
  - ・何度も同じことを聞く、繰り返し同じものを買う
- 家の様子から
  - ・郵便受けに新聞や郵便物が溜まっている
  - ・洗濯物が何日も干したままになっている
- 普段の生活の様子から
  - ・パジャマのまま出歩いている
  - ・怪我をしたまま生活している

# 事業の流れ

申請から補助金の支払いまでの流れは以下のとおりです。

事業者

県

①申請書提出

②交付決定

事業着手開始

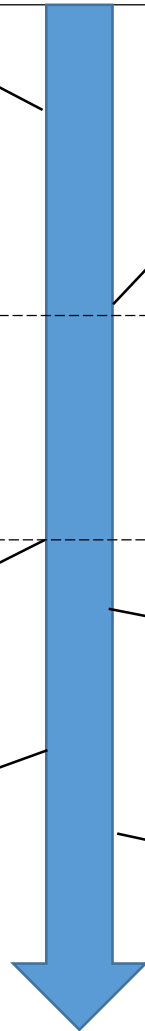
事業完了（～1月末日）

③事業実績報告  
（2月20日まで）

④補助金額の確定

⑤請求書の送付

⑥支払い



## 申請・問い合わせ先

補助金の活用を希望される場合は、必要書類を下記の申込先まで持参又は郵送（書留又は簡易書留。最終日の消印有効）により提出してください。

必要書類をPDF化するなど、メールで提出できる場合は、メールでの提出も可能です。

### 1) 申込先・問合せ先

〒500-8570

岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県健康福祉部地域福祉課 地域福祉係 宛

TEL : 058-272-8435

MAIL : c11219@pref.gifu.lg.jp

### 2) 初回提出書類

- ・移動販売事業運営費補助金交付申請書（第1号様式）
- ・移動販売事業実施計画調書（第1号様式別紙）
- ・移動販売事業運営費補助金交付申請書（第1号様式）に記載の添付書類

### 3) 申請締切

令和5年4月28日（金）以降は予算の範囲内で受付

（申請多数の場合は、地域性等を考慮しての決定となりますのでご了承ください。）